

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定におけるフィリピン向けの
判定・発給受付開始について（2023年6月2日以降）

2023年5月22日
日本商工会議所

2023年4月6日付でご案内（<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa/202304rcep-philippines.pdf>）のとおり、2023年6月2日より、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下、「RCEP協定」といいます）のフィリピン向けの判定依頼・発給申請の受付を開始いたします。

受付開始にあたり、下記のとおりシステム更新を行います。

記

1. システム更新内容について

（1）RCEP協定における「フィリピン」選択肢の追加

原産品判定依頼書入力画面における「仕向国」欄や「RCEP原産国」欄および発給申請書入力画面における「仕向国」欄において、「フィリピン」の選択肢を追加します。

（2）一部の原産品判定依頼データにおける仕向国の変更（2023年6月1日までに作成されたデータのみ）

判定番号取得済み（承認済）の判定依頼データのうち、HSコード（6桁）が「フィリピンの税率差特別ルール対象品目（※）」と一致するものについては、（発給申請時に選択可能な）仕向国からフィリピンを除外します。

本件は、2023年6月2日からシステムに反映されます。特にシステム画面をコピーして保存している場合や、同意通知先に証明資料提出同意通知書を提出している場合、記載が変更となる可能性がありますのでご注意ください。

【イメージ】6月2日以降、仕向国からフィリピンが除外される製品の判定依頼画面

■仕向国

※仕向国は、RCEP協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出品（HSコード）について税率差ルール（協定第2.6条）を定めている可能性のある国を選択することができます。当該輸出品（HSコード）について第2.6条に規定されている国別の個別譲許を定めていない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。
※なお、RCEP協定を批准していない国で国別の個別譲許を定めている原産品については、判定依頼を行うことができません。

仕向国	その他（フィリピンを除くすべての発効済の締約国で使用可能）
-----	-------------------------------

また、これらフィリピンの税率差特別ルール対象品目のフィリピン向け輸出でRCEP協定を活用する場合は、あらためてフィリピンを仕向国とする原産品判定申請を行い、承認を受ける必要があります。

■仕向国

※仕向国は、RCEP 協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出品（HS コード）について税率差ルール（協定第2.6条）を定めている可能性のある国を選択することができます。当該輸出品（HS コード）について第2.6条に規定されている国別の個別譲許を定めていない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。
※なお、RCEP 協定を批准していない国で国別の個別譲許を定めている原産品については、判定依頼を行うことができません。

仕向国	フィリピン
-----	-------

(※) フィリピンの税率差特別ルール対象品目【HS コード 2012】

【掲載先】 <https://www.mofa.go.jp/files/100129197.pdf>

→経済産業省から示されている暫定的な措置として、原産品判定は HS2022 版の品目別規則を用いますが、「税率差特別ルール対象品目」の特定は、HS2022 ではなく HS2012 を用いています。詳細は、下記 2023 年 1 月 4 日付の案内をご参照ください。

- ・ 2023.1.4 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における HS2022 に従った品目別規則の採択に伴う特定原産地証明書申請手続き等について（vol.3）
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20230104rcep-zeritsusatokubetsurule.pdf>

2. システムメンテナンス期間

2023 年 6 月 1 日（木）19:00 ～ 6 月 2 日（金）8:00

※メンテナンス期間中は、システムにログインできませんのでご承知置きください。

【お問い合わせ先】 日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム： <https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>